

第14回熊本地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時等

- 1 日 時 平成19年11月16日(金)午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 熊本地方裁判所大会議室
- 3 出席者
(委員) 石井浩, 古賀寛, 崎坂誠司, 園田征次, 高木絹子, 高宗みさ子, 田上美智子, 浜岸和洋, 原賀雅子, 布田君代, 古島幹雄, 松本和雄, 山本理(五十音順)
(列席者) 事務局長, 刑事首席書記官, 事務局次長
(庶務) 総務課長, 総務課課長補佐(書記)

第2 議事概要

- 1 開 会
- 2 熊本地方裁判所長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 委員長選任
- 5 委員長代理の指名
- 6 前回地裁委員会後の報告

前回の地裁委員会の意見交換(裁判員制度について)における意見を受けたその後の取組や今後の予定について総務課長が報告した。

7 意見交換

意見交換(裁判員制度について)に先立ち, 総務課長から, 最高裁判所の「裁判員制度の実施準備のための行動計画」及び当庁における行動計画の実施状況について説明を行った。

その上で 行動計画の企画内容について更に付加すべきもの, 行動計画の企画内容を充実させるための実践方法, 熊本の地域性, 県民性等から当庁独自で取り

組むべき企画について、それぞれの方策について聴取。

主な意見は次のとおり。

先日、熊本地裁のミニフォーラム企画に参加したが、フォーラムの場所が法廷で行われた点は非常に良かった。私自身、法廷に入るのが初めてで、フォーラムが終わった後に裁判長席に座ることができ、また熊本県出身の裁判官の説明だったので、とても身近に感じた。日ごろ、裁判所に足を運ぶことがなく、敷居が高いという印象を持っていたが、このような企画で市民との距離感を縮めていくことは大切と思う。

こうした企画は、地道に繰り返し行うということが大事だ。

自主的に裁判所に足を向けてもらうための企画として、他にどんなものがあるか。

県では、先日、人権センターを設立したが、見学者をいかに増やすか、頭の痛いところだが、様々な機関・団体等のつてを頼って、社会科見学のコースに加えてもらうようアプローチをした。集客するというのが一番大変なことだと思う。

行政として、いかに制度等を周知させるかという点は、熊本市も苦労しているところだ。市政だよりに記事を掲載しても、関心のない人は、読んでいないのが現状である。

県民全員に周知させるというのは無理だから、広報活動はある程度、目標を決めて行うことが大事だ。

実際に自分の身に降りかかってこないと関心がわからない人が少なくないと思うので、裁判員制度がまだ始まっていない現段階では、イベントと抱き合わせで企画などを実施すると集客は期待できるし、周知もある程度計れるのではないか。

1年と数か月後に裁判員制度が始まるが、裁判所、検察庁及び弁護士会が企画や広報等を別々にやっている印象を受ける。合同で行ってはどうか。

先日行われた熊本地裁でのミニフォーラムは、検察庁及び弁護士会から協力を得て、検察官や弁護士にも出席してもらっており、出前講座などの単独の企画については、法曹三者で定期的に情報交換を行って、重複しないようにしている。

検察庁では、現在、企業訪問を積極的に行っているが、清正公祭りや天草ハイヤなどの地域の行事にも参加することで裁判員制度の周知に努めている。天草ハイヤは、裁判所にも協力してもらい、多数参加してもらった。

弁護士会では、ここ数年模擬裁判を行っており、例年、裁判所や検察庁の協賛を得て、裁判官や検察官にも参加してもらっている。今年度も、来年1月に模擬裁判を行うが、先程の御意見を伺って、法曹三者で行っているというアピールがもっとあってもいいのではと感じた。

机上に配付してある熊本地裁作成のパンフレットは、とても分かりやすく、親近感を持った。ただ、広報には使い分けも必要であり、関心のある人に向けたものと、そうでない人を振り向かせるためのものが考えられる。後者については、例えば、「もうすぐ裁判員制度が始まるのに、知らないのは大変なことだ。」というように、逆に不安を感じさせて、振り向かせるようなチラシ等を作成するというのもあってよいのではないか。

新聞は、記事として載せても、購読者のほとんどがその記事を読むということではなく、むしろそれぞれに関心を持っているページにのみ目を通す人の方が大半だと考えている。したがって、裁判員制度に関するものや模擬裁判を実施したという類の記事についても、関心を持った人しか読まないと考えてもらった方がよい。

裁判員制度が始まった際、裁判員候補者に選ばれた人がちゃんと参加してくれるかというのが現在の関心事であると思うが、裁判員は、各市町村の選挙人名簿から選ばれるということから考えると、政治家は選挙の際、確実に集票するために、必ず業界団体を回っているという点に注目すると

いいのではないか。有権者を一番動かすことが出来る組織は、業界団体であると思っている。例えば、建設業協同組合、農政連、労働組合など様々な業界団体があるが、どこも末端まで組織がある。働きかけ先という点からいえば、費用対効果の面を考えると、そういう団体が行っている総会や地区の役員会などでミニフォーラムや出前講座などを実施する方が効率的だと思う。

出前講座の内容としては、そういう団体に対して行う場合、別の目的で集まっていることが少なくないので、30分程度の内容の講座も準備すべきではないか。

裁判員制度の開始まで1年半となった現在、検察庁及び弁護士会も含めて、これまでの広報活動によって、有権者への働きかけがどの程度なされてきているか、改めて検証してみることは大切なことではないか。また、現段階での熊本県内での裁判員制度の認知度がどの程度なのか、調査してみるのもよいのではないか。

業界団体ではないが、各市町村にある社会福祉協議会などに声をかけるのはどうか。地域に根付いた組織なので、効果はあると思う。

(次回の協議テーマについて)

裁判員制度の施行まで1年半となった現状を踏まえ、手続を模擬体験し、実際に制度が実施され、裁判員に選任された場合の参考としてもらうため、来年から模擬評議の企画を継続的に実施していきたいと考えている。そこで、次回のテーマも、引き続き、「裁判員制度について」とし、平成20年2月28日(木)に当庁で実施予定の模擬評議を、委員の方々に傍聴していただき、それを踏まえて、次回により分かりやすい評議の在り方等について意見交換を行いたいが、いかがか。

(委員多数、次回テーマを裁判員制度について取り上げることに賛成)

8 次回のテーマ

裁判員制度について

9 次回開催期日

平成20年3月12日(水)午後1時30分